



2022年5月18日

各位

会社名 北海電気工事株式会社  
代表者名 取締役社長 阿部 幹司  
(コード番号 1832 札証)  
問合せ先 法務室長 若狭 明則  
(TEL 011-811-9421)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改定規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(水)(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(水)(予定)

以上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="220 394 802 465"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="220 477 802 757">第 16 条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="475 808 547 837">(新設)</p> <p data-bbox="475 1227 547 1256">(新設)</p>	<p data-bbox="1074 394 1145 423">(削除)</p> <p data-bbox="839 808 1046 837"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="831 853 1394 965">第 16 条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="895 976 1394 1171">2 本社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="839 1227 911 1256"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="831 1267 1394 1585">1 変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="831 1597 1394 1792">2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="831 1803 1394 1915">3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>